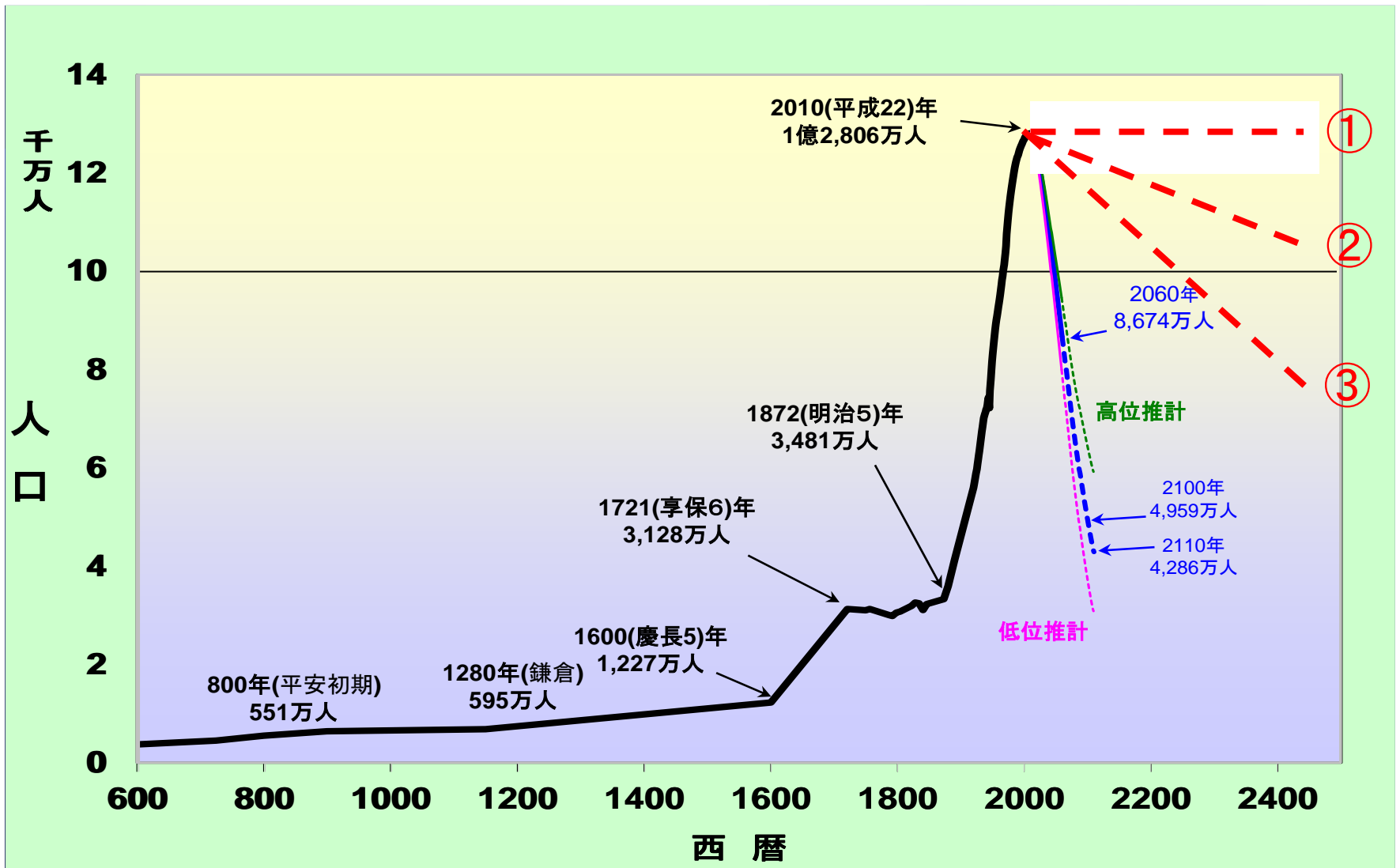


障害児支援施策の動向

令和2年12月

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

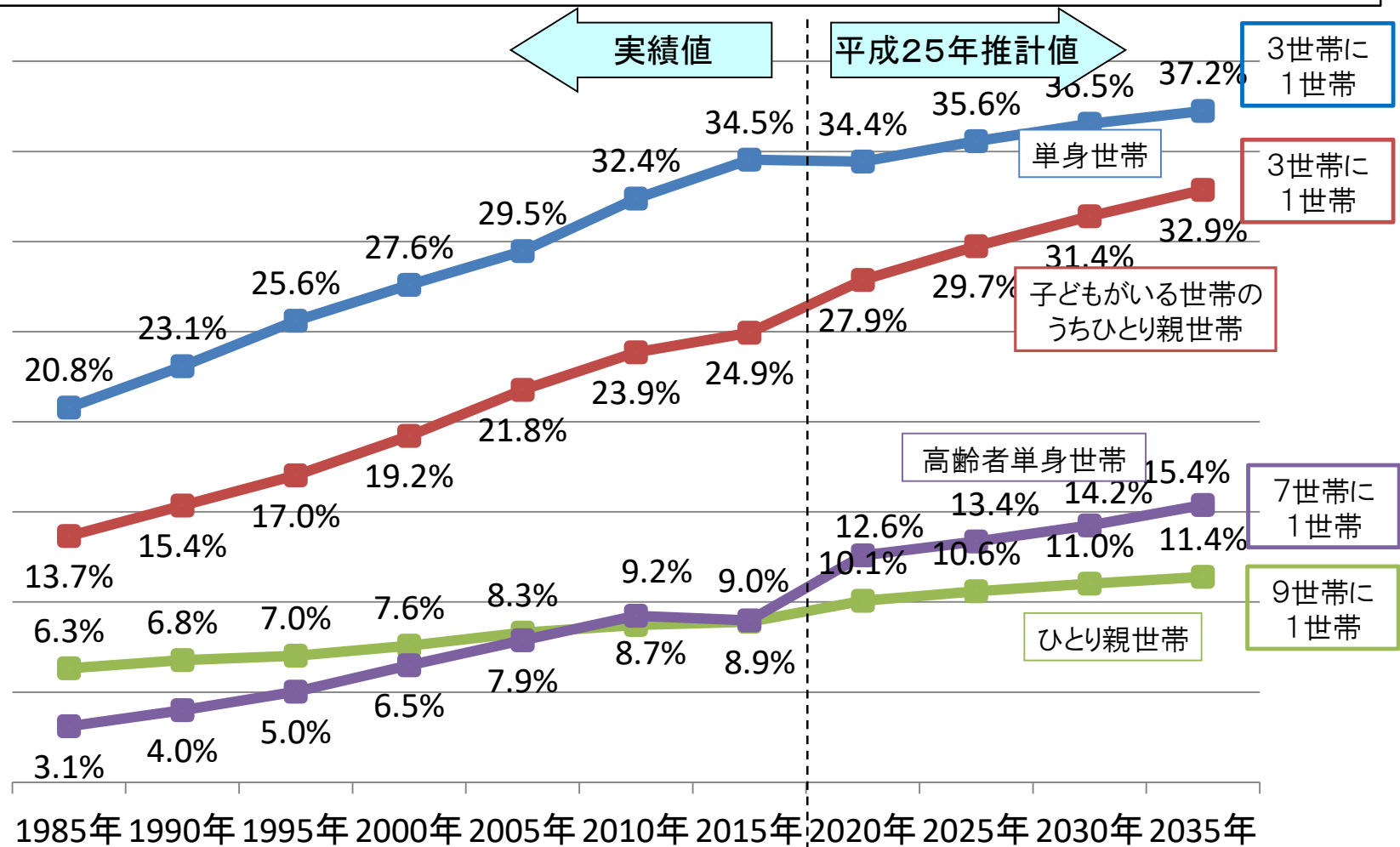
日本人口の歴史的推移



提供：国立社会保障・人口問題研究所 森田朗 前所長

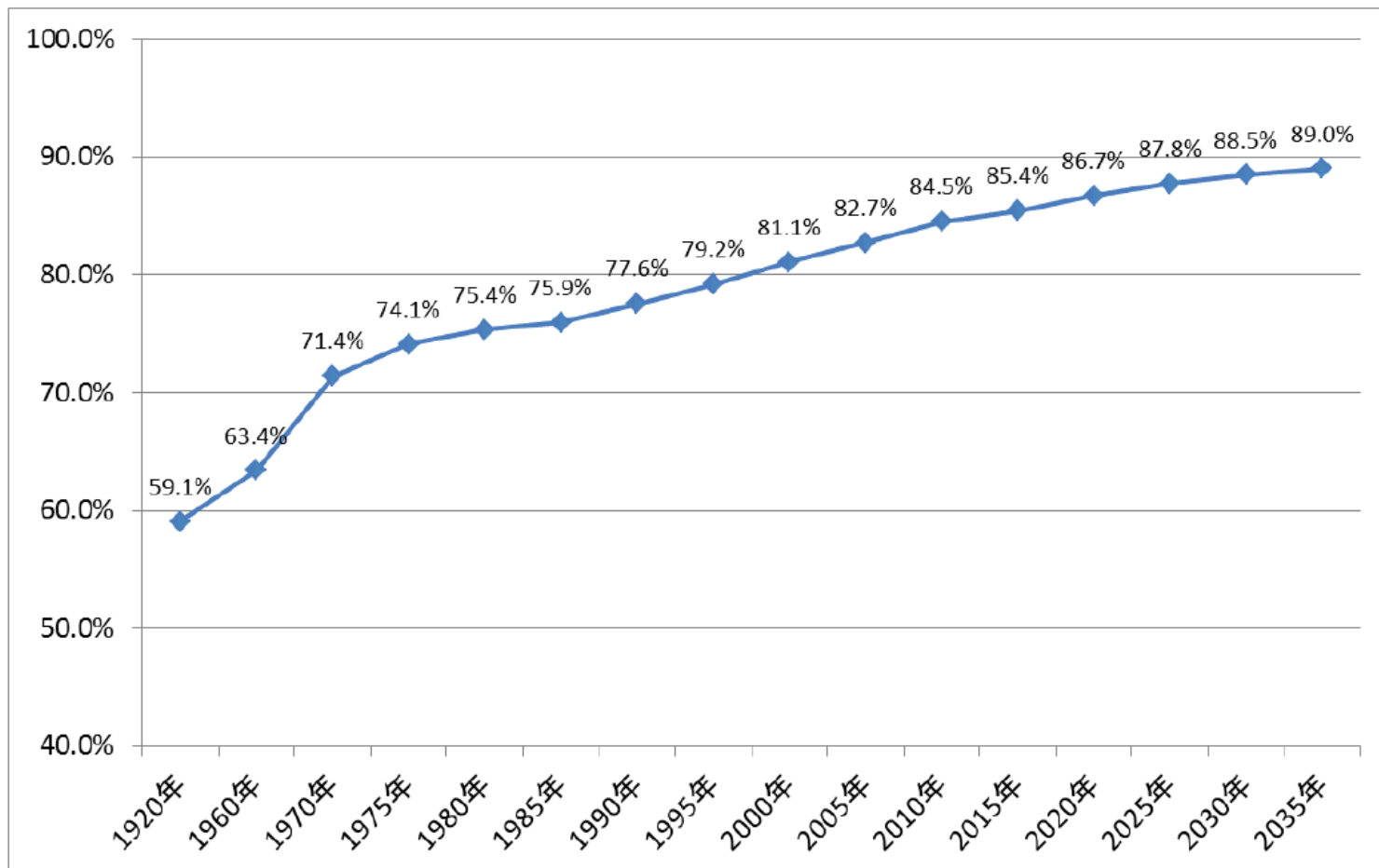
世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加
- 単身世帯は、2035年には約4割に達する



親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移

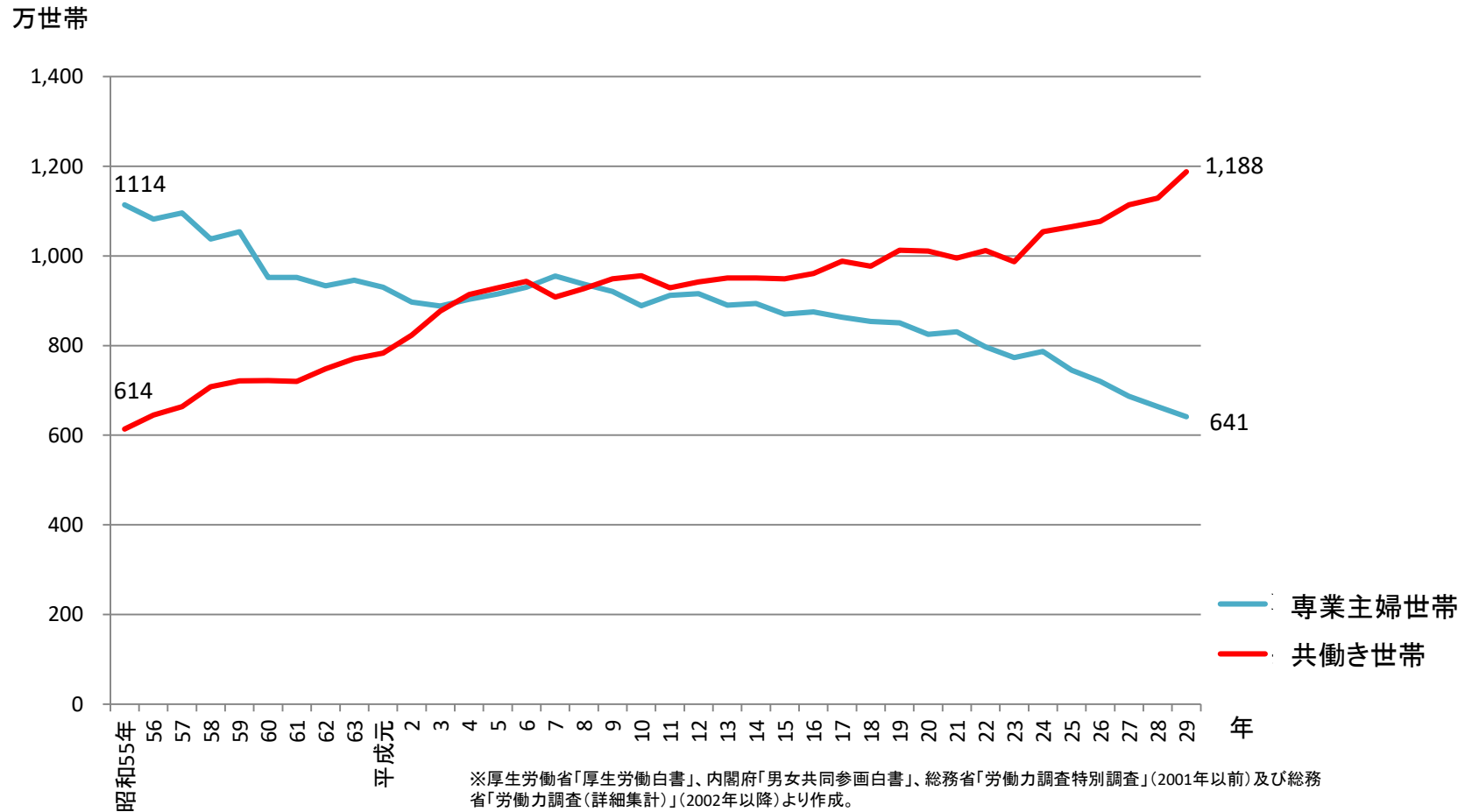
- 単独世帯を含まない親族世帯の中で見ても、核家族世帯（夫婦のみ世帯、夫婦と子世帯、ひとり親と子世帯）の占める割合は一貫して増加しており、今後も増加を続けることが見込まれている。



(出典)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016年版」及び「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013(平成25)年1月推計)を元に総務省市町村課にて作成。
※2015年以降は非親族世帯を含む一般世帯数に占める核家族世帯数の比率を示した。また、2015年以降は推計値。

専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移

- 専業主婦世帯と共働き世帯数はそれぞれ減少と増加を続け、1990年代には共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回った。
- 現在、共働き世帯は1,188万世帯、専業主婦世帯は641万世帯となっている。



※厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画白書」、総務省「労働力調査特別調査」(2001年以前)及び総務省「労働力調査(詳細集計)」(2002年以降)より作成。
 ※「専業主婦世帯」は、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 ※「共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 ※32011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

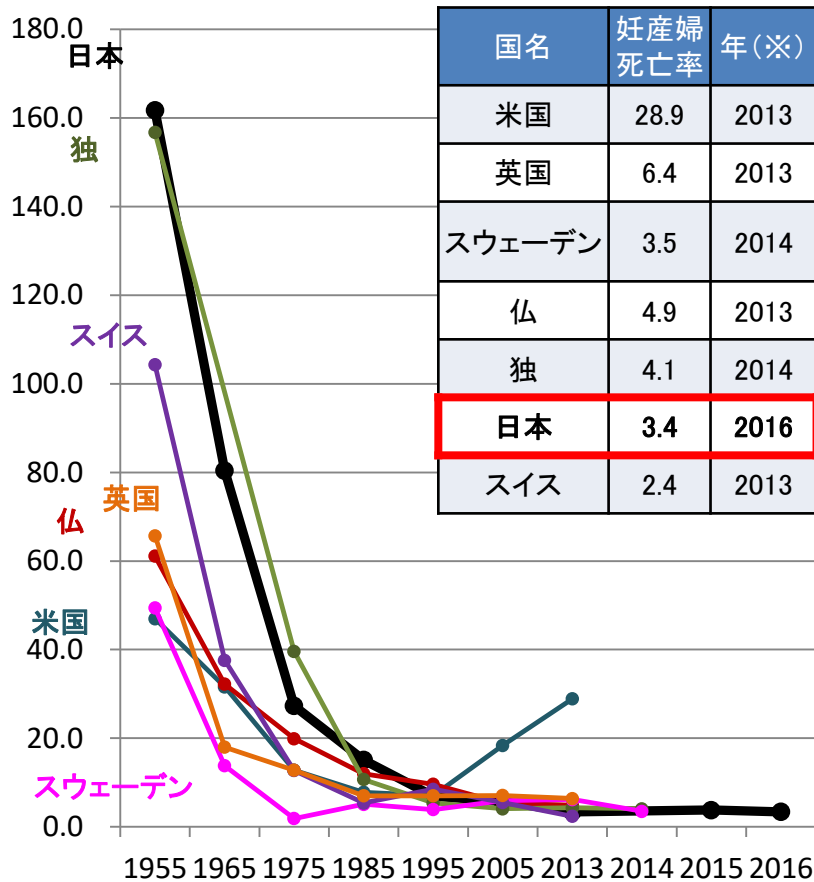
資料出所: 労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計 専業主婦世帯と共働き世帯」

妊産婦死亡率・乳児死亡率の推移

○ 日本の妊産婦死亡率・乳児死亡率は、戦後急速に改善し、世界有数の低率国となっている。

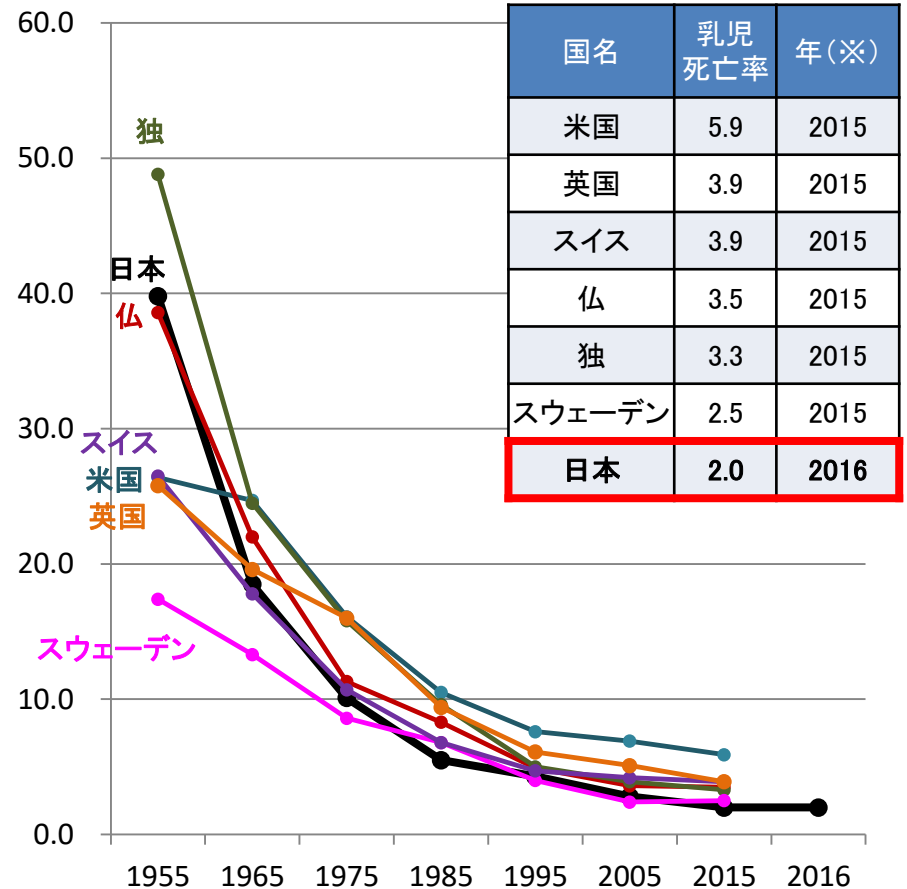
妊産婦死亡率

(妊産婦死亡数／出産数10万あたり)



乳児死亡率

(乳児死亡数／出生数千あたり)



(※1) 妊産婦死亡率 = 1年間の妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡数 ÷ 1年間の出生数 × 100,000

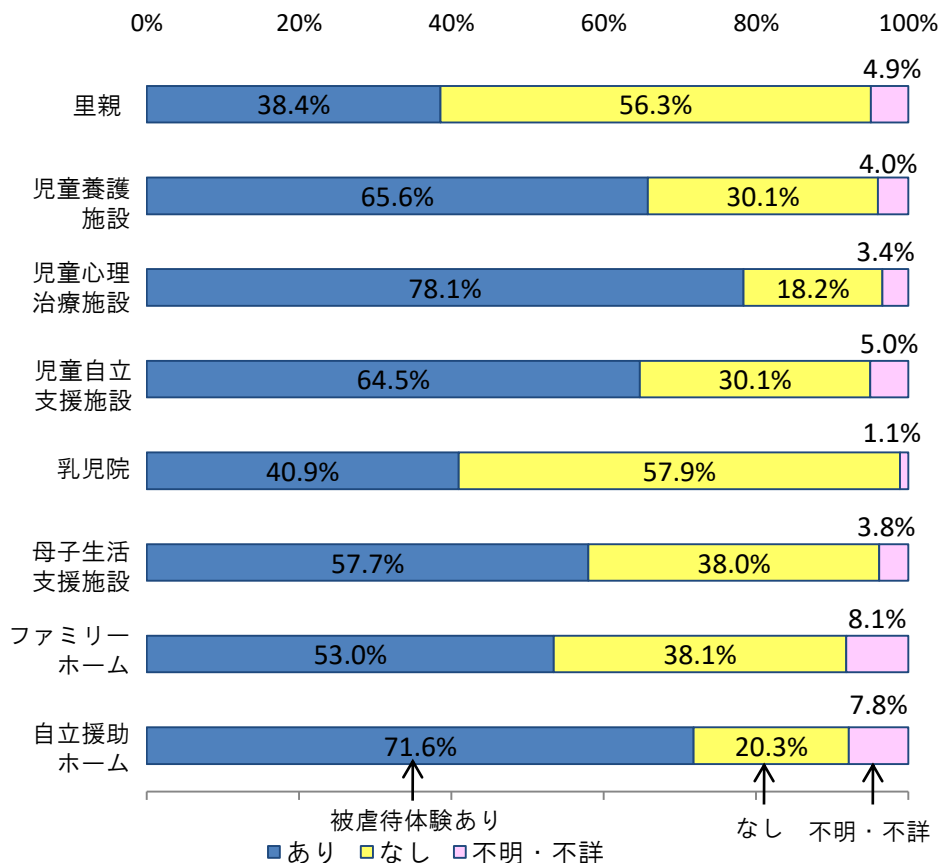
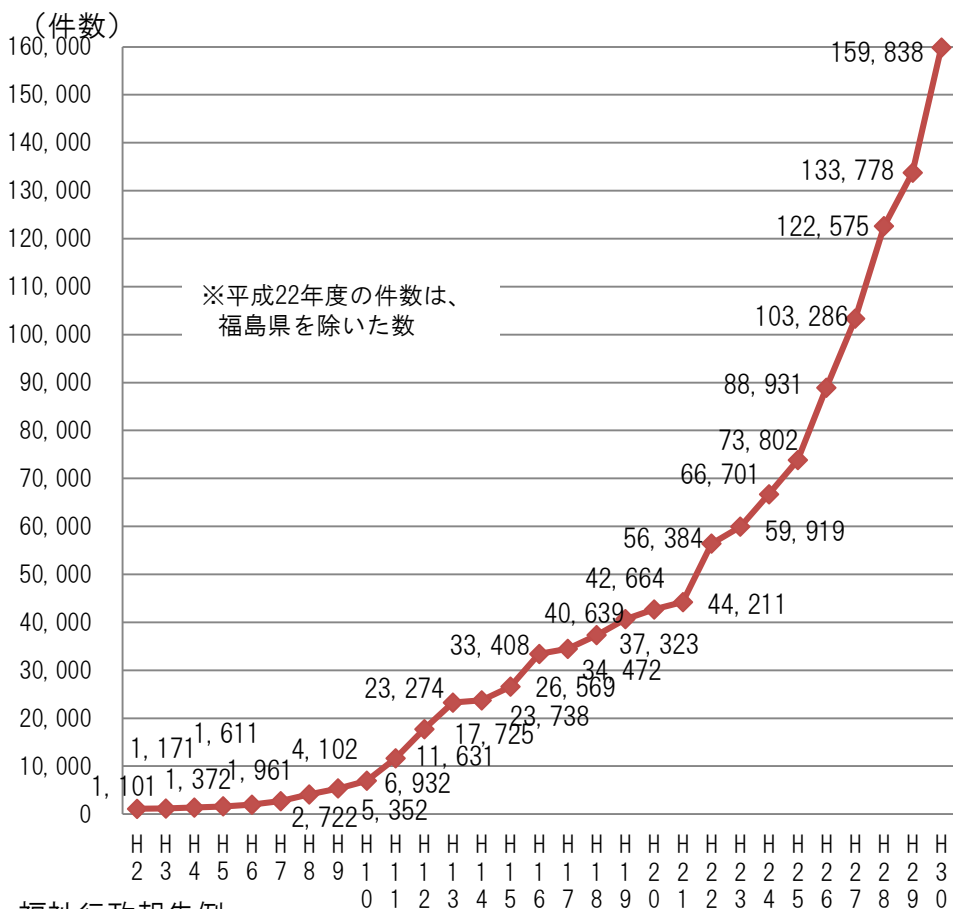
(※2) 乳児死亡率 = 1年間の生後1歳未満の死亡数 ÷ 1年間の出生数 × 1,000

虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、**児童虐待防止対策の一層の強化**とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、**社会的養護の量・質ともに拡充が求められている**。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成30年度には約13.7倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6.5割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日）

人口減少、核家族化、共働き化などの社会環境の変化により、家庭での子育てが難しくなっている。

- ひとり親家庭の増加
- 子育てのモデルを見つけずらい
- 地域で子育てを受け止める力が低下



障害児支援においても、子どもの障害に着目するだけでなく、子育てを支援するという視点を持つことが重要。

- 関わっている場面以外にも目を向けることが必要
 - 子どもの障害特性や成育歴だけではなく、保護者の背景など
 - 家庭での子育ての様子は？
 - 他にどのようなサービスを利用している？

障害児支援の見直しに関する 検討会

【見直しの基本的な視点】

1. 子どもの将来の自立に向けた発達支援
～子どもの将来の自己実現と「自立」を目指した発達支援を行う。
2. 子どものライフステージに応じた一貫した支援
～保健、福祉、教育等の関係者が連携し、子どもの成長に応じて一貫した支援を行う。
3. 家族を含めたトータルな支援
～子どもの育ちの基礎となるのは家庭であり、家族を含めたトータルな支援を行う。
4. できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援
～共生社会の実現のためにも、できるだけ身近な地域において支援を行う。

検討項目

1. 障害の早期発見・
早期支援

2. 就学前の支援策

3. 学齢期・青年期の
支援策

4. ライフステージを通じた相談
支援の方策

5. 家族支援の方策

6. 入所施設のあり方

7. 行政の実施主体

8. その他

障害児支援の在り方に関する 検討会

今後の障害児支援の在り方について

～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

平成26年7月16日
障害児支援の在り方に関する検討会
(報告書のポイント)

基本理念

- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立(横の連携)

相談支援の推進

支援に関する
情報の共有化

児童相談所等との
連携

支援者の専門性
の向上等

<報告書提言の主な内容(1)>

① 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制(各センターによる保育所等訪問支援・障害児相談支援の実施等)
- 保育所等訪問支援等の充実、入所施設への有期・有目的入所の検討
- 障害児相談支援の役割の拡充、ワンストップ対応を目指した子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携
- (自立支援)協議会の活性化、支援に関する情報の共有化を目的とした「サポートファイル」の活用
- 障害福祉計画における障害児支援の記載義務の法定化

② 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

- ライフステージごとの支援(乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後)
- 保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、障害児等療育支援事業等の活用
- 教育支援委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携

<報告書提言の主な内容(2)>

③ 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携

- 福祉の専門家だけでは適切に対応できないことを念頭に置いた医療・福祉の連携、医療機関や入所施設の専門性を活用した研修の実施
- 強度行動障害支援者養成研修の推進、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討

④ 家族支援の充実

- ペアレント・トレーニングの推進、精神面のケア、ケアを一時的に代行する支援、保護者の就労のための支援、家族の活動、障害児のきょうだい支援

⑤ 個々のサービスの質のさらなる確保

- 一元化を踏まえた職員配置等の検討、放課後等デイサービス等の障害児支援に関するガイドラインの策定
- 児童養護施設等の対応を踏まえた障害児入所施設の環境改善及び措置入所を含めた障害児入所支援の在り方の検討

→ 子ども・子育て支援及び障害児支援の計画的進展のための関連部門の連携

- 障害児は「他の子どもと異なる特別な存在ではなく、他の子どもと同じ子どもであるという視点を欠いてはならない」
 - －（「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書（平成20年7月））
- 「障害児は「小さな障害者」ではなく「障害のある子ども」として捉え一般の子どもが受けるすべての支援を受けた上に、障害に特化した部分について障害福祉施策で護られなければならない」
 - －（全国児童発達支援協議会、「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書（平成26年7月16日）、障害児支援の在り方に関する主な意見より抜粋）
- 「障害児は、「小さな障害者」（障害者である子ども）ではなく「子ども」である」
 - －（日本知的障害者福祉協会、「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書（平成26年7月16日）、障害児支援の在り方に関する主な意見より抜粋）
- 「子どもと特定の大人との愛着関係の形成こそが子どものその後の発達にとって最も重要であること、そして、何より、子どものウェルビーイングにそうした環境が不可欠であることを示すものである。このことは、障害児であっても例外ではない」
 - －（「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和2年2月））

- 障害児の家族支援に当たって、保護者の「子どもの育ちを支える力」を引き出すことが、ひいては障害児本人への支援に良い影響を及ぼす。

－（「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書（平成26年7月16日））

- 家族支援に当たっては、障害ゆえに特別な支援を要する場合が多いため、子どもの発達段階に応じて丁寧な、また、早い段階での支援が必要であるとともに、家族が子どもの障害を受け止め前向きに捉えることができるようにするための支援が必要である。

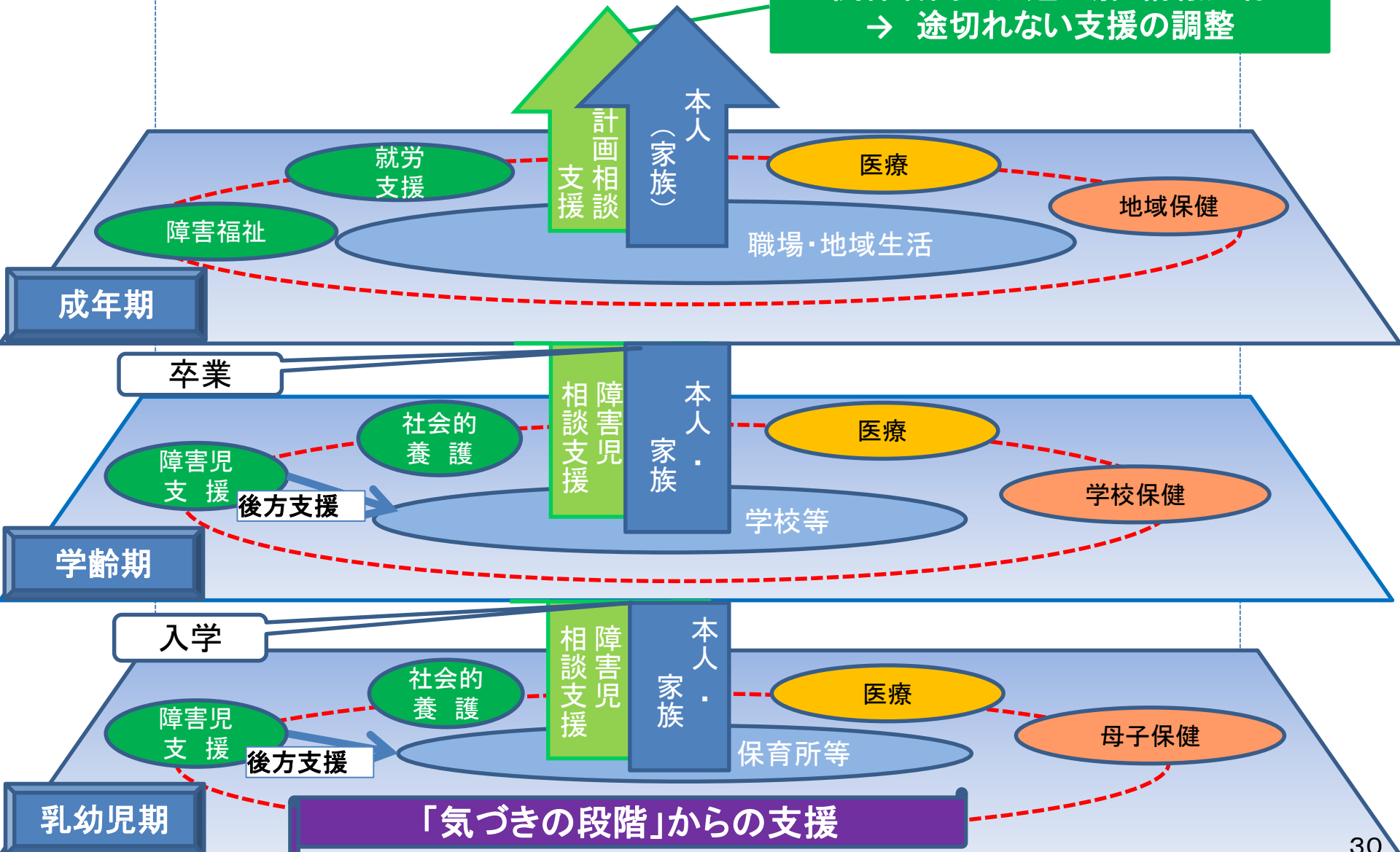
－（「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書（平成26年7月16日））

- 障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

－（児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日付障発0724第1号））

地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。

